

行橋市広域消費生活センター

# 消費生活センターニュース

令和4年5月号

「電気料金が安くなる」などの電話勧誘に要注意!

**毎**月の電気料金が安くなるプランを提案しています。  
と、あたかも**契約中の大手電力会社からのように電話**がかかってきた。

その言葉をうのみにして、契約の変更を承諾してしまったが、後日書類が送られてくると、**全く知らない業者との契約**であることがわかった。しかも**結果的に電気料金は安くならなかった**、というようなケースです。

最初に、事業者名や**新規契約の勧誘かどうかの確認**をし、契約を考える場合は**しっかりと説明を受けたり資料を送付してもらったり**してください。また、家族や周囲の人にも相談し、慎重に判断しましょう。

電話で勧誘された場合、契約書を受け取った日を含めて**8日以内であればクーリング・オフ**ができます。不審に思ったときは、すぐに消費生活センターに相談してください。

行橋市広域消費生活センター

JR行橋駅 西口前(行橋市西宮市2-1-39)

☎0930-23-0999 月~金 9:00~17:00



※ご来訪の際は、マスク着用のうえ、新型コロナウイルス感染防止にご協力いただきますようお願いいたします。